| | | |
|---|---|---|
| 第二百七十八条第一項第二号 | 法第百三十九条第一項又は第百六十条第一項若しくは第二項 | 特別措置法第十九条第三項又は第二十三条第四項若しくは第五項 |
| | 法第百二十条第一項第三号 | 特別措置法第十七条第一項第二号 |
| | 同項第五号 | 同項第三号 |
| 第二百七十八条第三項 | 第二百六十八条 | 復興特別所得税に関する政令第七条第一項（申告による源泉徴収特別税額等の還付等）において準用する第二百六十八条 |
| | 法第百六十条第一項から第三項まで | 特別措置法第二十三条第四項から第六項まで |
| | 第二百六十九条 | 同令第七条第一項において準用する第二百六十九条 |
| | 法第百六十条第一項又は第二項 | 特別措置法第二十三条第四項又は第五項 |

2　第四条第二項及び第三項の規定は、法第二十三条第八項の規定により還付があったものとされる復興特別所得税の額に一円未満の端数がある場合又はその全額が一円未満である場合について準用する。

（課税標準の端数計算等）

**第九条**　第四条第二項及び第三項の規定は、法第二十四条第四項若しくは第五項（これらの規定を法第三十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により按分された復興特別所得税の額又は法第二十五条第二項（法第三十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により充当があったものとされる復興特別所得税の額に一円未満の端数がある場合又はその全額が一円未満である場合について準用する。

（源泉徴収義務等）

**第十条**　次の各号に掲げる規定は、法第二十八条第一項又は第三項の規定により当該各号に定める所得税と併せて徴収及び納付又は還付をすべき復興特別所得税について、それぞれ準用する。この場合において、租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十五条の十の十一第八項各号及び第十三項並びに第二十六条の十二第二項中「納付すべき金額」とあるのは、「納付すべき所得税の額に係る復興特別所得税の額」と読み替えるものとする。

一　租税特別措置法施行令第三条の二の二第四項の規定　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六条第二項の規定により徴収及び納付をすべき所得税

二　租税特別措置法施行令第二十五条の十の十一第六項から第十一項まで及び第十三項の規定　租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項又は第三項の規定により徴収及び納付又は還付をすべき所得税

三　租税特別措置法施行令第二十五条の十の十三第十三項から第十五項まで及び第十七項の規定　租税特別措置法第三十七条の十一の六第一項に規定する源泉徴収選択口座内配当等につき同法第八条の三第三項、第九条の二第二項、第九条の三の二第一項又は第三十七条の十一の六第七項の規定により徴収及び納付又は還付をすべき所得税

四　租税特別措置法施行令第二十六条の十第一項及び第二項、第二十六条の十二第二項、第二十六条の十三第四項及び第五項並びに第二十六条の十四の規定　租税特別措置法第四十一条の十二第三項、第五項又は第六項の規定により徴収及び納付又は還付をすべき所得税

五　租税特別措置法施行令第二十七条第一項の規定　租税特別措置法第四十二条第一項の規定により徴収及び納付をすべき所得税

2　第四条第二項及び第三項の規定は、法第二十八条第六項（法第二十九条第二項及び第三十条第三項において準用する場合を含む。）の規定により納付があったものとされる復興特別所得税の額に一円未満の端数がある場合又はその全額が一円未満である場合について準用する。

（年末調整）

**第十一条**　所得税法施行令第四編第一章第二節（第三百十一条を除く。）の規定は、法第三十条第一項の規定による充当又は納付が行われる場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|---|---|---|
| 第三百十二条 | 特例） | 特例）及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第二十八条第一項（源泉徴収義務等）又は第三十条第一項若しくは第二項（年末調整） |
| 第三百十三条第一項第一号 | の規定により所得税の額 | 及び特別措置法第二十八条第一項（源泉徴収義務等）若しくは第三十条第一項若しくは第二項（年末調整）の規定により金額 |
| 第三百十五条 | の規定 | 及び特別措置法第二十八条第一項（源泉徴収義務等）の規定 |
| | の額 | 及び復興特別所得税の額 |
| 第三百十六条第一項第三号 | の規定の額 | 並びに特別措置法第二十八条第一項（源泉徴収義務等）及び第三十条第一項（年末調整）の規定及び復興特別所得税の額の合計額 |
| 第三百十六条第一項第五号 | 法第百九十条 | 特別措置法第三十条第一項 |

（納税の猶予及び担保についての国税通則法等の適用の特例）

**第十二条**　復興特別所得税及び所得税に係る納税の猶予及び担保については、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）及び国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）の規定による納税の猶予の申請、担保の提供その他の手続は、併せて行わなければならないものとする。この場合において、同令第十五条第四項中「納付手続」とあるのは、「納付手続（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第二十八条第五項（源泉徴収義務等）において準用する場合を含む。）」とする。

（復興特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）

**第十三条**　復興特別所得税に係る次の表の第一欄に掲げる法令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる字句とする。

| 第一欄 | 第二欄 | 第三欄 | 第四欄 |
|---|---|---|---|
| 所得税法施行令 | 第九十七条第一項第一号 | の規定 | （東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第十八条第六項（申告による納付等）において準用する場合を含む。）の規定 |
| | 第九十七条第一項第二号 | の規定 | （特別措置法第十八条第六項において準用する場合を含む。）の規定 |